

不適切文書作成に関する調査特別委員会

< 12 月 6 日 >

平成30年石岡市議会

不適切文書作成に関する調査特別委員会会議録

平成30年12月6日（木曜日）午前11時40分開会

本日の会議に付した案件

- 1 検証すべき事項について
- 2 その他

出席委員 9名

委員長	山本進君	委員	石橋保卓君
副委員長	関口忠男君	委員	川井幸一君
委員	村上泰道君	委員	大和田寛樹君
委員	谷田川泰君	委員	新田茜君
委員	勝村孝行君		

欠席委員 0名

議会事務局職員出席者

局長	鈴木幸治君	課長補佐	木崎憲一君
庶務議事課長	中山善正君	主任	塚本志保君

平成30年12月6日（木曜日）

午前11時40分開会

○委員長（山本進君） ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより不適切文書作成に関する調査特別委員会を開会いたします。

本日の議題につきましては、検証すべき事項について及びその他であります。

なお、傍聴者及び報道関係の皆様申し上げます。会議中は撮影、録音はできませんので、ご了承願います。また、会議中は騒ぎ立てることのないよう、静粛をお願いします。委員長の注意に従わないときは、石岡市議会委員会傍聴規則第11条の規定により、退場を命ずることがありますので、あらかじめ申し上げておきます。

これより議事に入ります。

初めに、検証すべき事項についてでございます。

前回の委員会において、去る11月5日の証人尋問における〇〇〇〇議員の発言が証言拒否に当たるか、引き続き検証に当たり、専門家等にも相談をしてみたい旨の決定をしたところでございますが、

その検証結果について私からご報告をいたします。

最初に、状況の確認でございます。平成30年11月5日の委員会における証人尋問において、〇〇〇〇議員は、平成29年12月21日付の業務報告書の作成経緯に関する質問について、不適切文書に関する質問とは異なるとの理由や、係争中であるため証言を差し控えるとの理由に基づき、証言を拒否いたしました。

次に、証言拒否が正当な理由に基づくものかの検証でございます。

まず、不適切文書に関する質問とは異なるとの理由についての検証結果です。

1つに、平成30年6月22日、平成30年第2回石岡市議会定例会において「不適切な文書が作成され特定の議員及び特定の市民に提供されたことに関する、一連の事務処理及びそれに至った経緯の調査」を調査事項として、地方自治法第100条に基づきまして本調査特別委員会が設置されました。議会の本会議という公の場で議決されたことであり、調査事項である不適切文書が平成29年12月21日付の業務報告書を指していることは、周知の事実であります。

また、〇〇〇〇議員は、平成30年7月4日、自ら記者会見を開き、職員が処分された一連の経緯及び平成29年12月21日付の業務報告書について、「市職員の現状説明を文書にしてほしいと依頼した。備忘録との認識」と述べるとともに、市議会が地方自治法第100条に基づき設置を決めた調査特別委員会については「求められれば、文書をめぐる経緯をきちんと話す」として、案件への自身の関与を認めるとともに、委員会調査への協力を公言しておりました。

以上から、平成30年11月5日の委員会における証人尋問において、〇〇〇〇議員は、調査事項である不適切文書が平成29年12月21日付の業務報告書を指していることを認識していたものと認められます。

2つに、平成30年11月5日の委員会における証人尋問において、〇〇〇〇議員は、平成29年12月21日付の業務報告書の作成経緯に関する質問について、不適切文書に関する質問とは異なるとの理由で証言を拒否いたしました。しかし、〇〇〇〇議員は、調査事項である不適切文書が平成29年12月21日付の業務報告書を指していることを認識していたのですから、〇〇〇〇議員の主張は、問題の本質をすり替え、証言から逃れようとしているだけであり、証言拒否の正当な理由とは認められないものでございます。

次に、係争中であるとの理由についての検証結果です。

〇〇〇〇議員が「係争中であるため、証言を差し控える」としたことについては、委員から「質問する範囲を絞るためにも、どの事項が係争中であるか」との質問に対し「ここで答える必要はない」と、一切の証言を拒んでおります。

100条調査権に基づく証人尋問においては、証人に証言が義務付けられており、証言拒否の事由とできるのは、地方自治法が準用する民事訴訟法に規定されているとおり、証言が、証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追を受け、もしくは有罪判決を受けるおそれのある事項に関する

るとき、または、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実であって、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受けるときのみであります。また、証言を拒否する際には、民事訴訟法第198条に規定されているとおり、その理由を疎明しなければならないとされています。

しかしながら、〇〇〇〇議員は、係争中であることの実事確認に一切応じることがなく、よって証言拒否の正当な理由とは認められないものでございます。

以上のことから、11月5日の証人尋問における〇〇〇〇議員の証言拒否は、正当な理由による証言拒否には当たらないと判断するものでございますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ご異議なしと認めさよう決しました。

続きまして、宣誓した証人について、偽証や証言拒否が認められる場合、議会は地方自治法第100条第9項により告発をしなければならないこととされております。先ほど、11月5日の委員会に証人として出頭した〇〇〇〇議員が、正当な理由がないのに証言を拒んだと認められるとの判断をいたしましたので、地方自治法第100条第9項の規定により告発することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ご異議なしと認めさよう決しました。

それでは、本件については、委員長より議長に申し入れをしたいと思っております。

次に、その他として、次回開催日時についてでございますが、私としましては、次回は12月12日午後2時からの開催としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ご異議なしと認めさよう決しました。

その他の件で、ほかにご発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ないようですので、以上で調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時48分閉会

石岡市議会委員会条例第60条の規定により署名する。

委員長 山本 進